

これ以上の労働強化を許すな！ 要求獲得に向けてさらに声をあげよう！！

Part 2 車両所関係

2016年度基本協約・協定改訂に向けて、本部はこれまで7回にわたり団体交渉を重ねてきましたが、会社は組合の要求を全く受け入れようとせず、社員の努力よりも会社への忠誠を求める姿勢を貫いています。このままでは、職場でいくら努力しても報われることはなく、さらなる労働強化を強いられる一方です。このような会社の姿勢を許さず、要求獲得に向け職場からさらに声をあげていこうではありませんか！

私たち新幹線地本としても、運輸所関係52項目、車両所関係56項目の要求を掲げ、幹鉄事に対し早急に協議の場を設け誠意ある回答を示すよう申し入れています。（駅関係については現在集約中です。）

以下今号においては、車両所関係についての申し入れ内容をお伝えします。

1. 各車両所に関する共通事項

- (1) 管理者による一方的な指摘・注意がボーナスカットの理由とされている。
このような恣意的な指摘行為は直ちにやめること。
- (2) 車両所に導入されたいわゆる『復帰教育』は、見せしめの教育であるため直ちに中止すること。
- (3) 54歳原則出向は廃止すること。尚、廃止しない場合は年度初に具体的な人数も含め、前広に計画予定を明らかにすること。
- (4) 夏季手当や年末手当が確定した時点で、速やかにすべての出向者に支給時期等の通知を行うこと。
- (5) 一作業における提出書類物（調査報告書・故障報告書・チェック表等）が多く作業開始及び終了が大幅に遅れ、作業しづらいため簡素化すること。
- (6) 車両係でありながら技術系の業務を担当させているいわゆる「ゴールデンハンマー」は直ちに廃止し、技術系の登用を増やすこと。
- (7) 第一・第二検修庫仕業番線デッキ側の屋根上には転落防止柵がないので労災防止の観点から設置すること。
- (8) 検修庫の夏季の暑さ対策及び冬季の寒さ対策を強化すること。特に夏季における屋根上は、温度が異常なほど上昇するためパンタグラフ点検場所のスポットクーラーを新品に交換すると共に増設すること。

- (9) 第二検修庫の3番線から6番線の大扉の開閉を自動化すること。
- (10) 第一・第二検修庫のピット灯、サービスデッキ下部の蛍光灯、屋根上点検通路の蛍光灯を定期的に点検し、不具合箇所は早急に修繕すること。
- (11) 第一検修庫、第二検修庫のピット内は常に水が溜まった状態であり、悪臭とぬめりが発生している。衛生上の問題および作業上も危険であるため、ピット内の排水対策を行なうこと。
- (12) 第一検修庫、第二検修庫は老朽化により、屋根上からの雨漏れ、床コンクリートの欠損による段差の発生、さらには側溝のグレーチングに凹凸が多数あるため危険である。よって、労働災害防止及び、運転事故防止のため早急に一齐点検を実施し対策を行うこと。
- (13) 第二検修庫東京方の大便所が1つしかないので増設か新設すること。
- (14) 第二検修庫と総合庁舎間に屋根付きの歩行通路を設置すること。
- (15) 東京車両所総合事務所内の過剰なまでの監視カメラは精神衛生上問題あるため、直ちに撤去すること。
- (16) 通勤バスについて以下の通り改善すること。
 - ① 品川駅港南口発に、交検出勤日の8時05分、8時10分を新設すること。
 - ② 品川駅港南口発に、交検休日の8時00分、8時10分、8時15分を新設すること。
 - ③ 品川駅港南口発は、交検休日の7時10分～8時00分までは10分間隔とすること。
 - ④ 総合事業所棟発は、交検出勤日・休日に関係なく、9時00分から10時30分までは、15分間隔とすること。
- (17) 大井の社員食堂は、社員食堂の割には値段が高いため安くすること。
- (18) 車両所におけるパンや飲料水の自動販売機の商品の値段をもっと下げること。また、庁舎6階談話室にもパンや麺類の自販機を設置すること。

2. 東京仕業検査車両所に関する事項

- (1) 仕業検査の作業中に、管理者が作業を中断させて試問しているため業務に支障する。よって、作業中の試問は一切止めること。
- (2) 管理者が検修庫の柱の陰や運転台の裏など物陰に隠れてこっそりと作業の監視を行っている。また、作業に集中している背後から突然現れ、驚かすというような異常な行為が行われている。このような行為は安全上も問題であるので直ちに中止すること。
- (3) 仕業検査は連続して5～6時間も歩きっぱなしということもあり、体力的に負担が大きく、疲労による集中力低下や足元がふらつきつまずくことも多くある。よって、仕業検査班を第一、第二ともに1班ずつ増やすこと。
- (4) SEK作業の中で、座席修繕など一人では容易に出来ないものがあるため、SEKに修繕対応の担当者を一名増員配置させること。
- (5) 仕業検査の一部業務委託を継続するのであれば、発注者(JR)と受注者(SEK)の作業区分と責任区分を明確にし、混乱なく安全で快適な作業を容易にするために、SEKからの出向受けとすること。
- (6) 夜間の「き電停止」がある場合は、仕業検査施行本数が一斑あたり11本を超えないこと。

- (7) 庫1・2番線間のサービスデッキでの自転車利用を可能とすること。
- (8) 第二検修庫1・2番線において、作業効率および安全面の確保をするために、サービスデッキ上に部品や工具を運搬するための小型電動カートを導入すること。
- (9) 検修庫1番線の車両検修車を、東京方で充電可能とすること。
- (10) 検修庫5番線での車両検修車使用を早期に行うこと。
- (11) 第一検修庫および第二検修庫の仕業検査休憩室（待機室）にテレビと長椅子を設置すること。

3. 東京修繕車両所に関する事項

- (1) 昼入6の担務は主に修繕車両所の技術パートが行っているが、本業の技術パートとの兼務では当然入換の本数は少なく、その分を各入換担当者に割り振られている。技術との兼務は解消すること。
- (2) 昼出の構内操縦者の休憩時間が分割されて付与されているが、ゆっくり休憩もできない。安全面からも問題である。分割は止めて、通しでの休憩時間とすること。
- (3) 基本的（交検・修繕・滞泊車両等は除く）に庫内の車両には手歯止めは使用しないこと。
- (4) 停止位置目標が夜間・早朝は非常に見づらい。名古屋車両所（日比津）のように反射板を使った物に改修すること。また、汚れていて見づらい箇所もあるので、定期的に点検・清掃を行うこと。
- (5) 庫内で前部標識灯がハイビームだと、入換の入庫時、眩しいため、前方確認が出来ないので危険である。従って、庫内留置の車両は、前部標識灯は減光を基本とすること。
- (6) 着発線に構内操縦用の待機場所（小屋など）を設置すること。具体的には着発1番線脇および着発34-35番線間に設置すること。
- (7) 安全チョッキを勤務の点呼後にその都度受け取っているが、個人貸与とすること。また、雨具（合羽・長靴など）も同様に個人貸与とすること。
- (8) 6月1日より実施しているウェアラブルカメラ装着の作業は、安全面で問題がある。また、人権無視の監視労働であるため直ちに中止すること。

4. 東京交番検査車両所に関する事項

- (1) 1本140分作業での交番検査は、直営も協力会社のSEKの作業も含め、時間的に余裕がなく、安全の確保や労災防止の観点から問題がある。特に、運転台作業は140分内で収まらず、休憩時間の変更が発生している。また、その穴埋めのためにP交では特修班や解析班から運転台担当に代行させているため、特修班や解析班は一時的に欠員状態を余儀なくされている。よって、この解消のために特修班を4名増員すること。
- (2) 前項のように、運転台作業が140分内に収まらないため、休憩時間の変更により、グループリーダーも当然一緒に休憩時間を変更させられている。そのためP交は解析班の中からグループリーダーの代行を捻出し担当させている。これは実質的な要員割れであり問題である。新体制そのものを見直すか、適切な要員配置に見直すこと。
- (3) 加圧機能検査での「側引戸引通しテスト」において、「安全帯を着用」とされているがデッキ中央部での作業であり、安全帯を着用しなくても安全上の問題はない。

よってこの作業は「安全带」は不要とすること。

- (4) 7番線、8番線で交検を施工時、常に隣の番線に電車が加圧状態で在線しているため、その騒音によって、運転台からの放送が聞こえないことや、検査時のエアールール確認にも支障がある。また、各ユニットの待機場所においては、隣の電車からの送風がちょうど当たるため、体調を崩しかねない。また、これから暑くなると熱風がこもり熱中症も心配される。よって、交検施工時は隣の番線の電車は無加圧状態とすること。なお、その際は、関係会社の作業に負担がかからないように十分配慮すること。
- (5) 各ユニットの工具や机および待機場所が7番線と8番線間の通路に設置されたが、7番線山側の放送装置はそのままであり、非常に作業性が悪い。よって、この放送装置を7番線海側に移設すること。
- (6) 会社説明では、交番検査の運用調整日（白日）が年間17日発生するということがあり、現在はこの白日を一日中教育などに充てている。しかし、この白日を一日中教育とせず、A交のみ施工もしくはP交とE交のみ施工などの運用調整をすること。
- (7) 検修庫内には以前、縦型ロッカーを個人個人に配置されていたが、新体制時に突然、記帳室内に小型ロッカーを設置しそれに集約させられ、従来の縦型ロッカーが撤去された。しかし、このため作業服が収納しきれない、あるいは作業で汚れた作業服を収納できなくなったなど、不都合が生じている。よって、従来通りの縦型ロッカーを再度配置すること。
- (8) 制服の洗濯後の受け渡し時間は現在、出勤時および昼の11時50分からとなっているが、この11時50分を休憩時間開始の11時30分からとすること。
- (9) 検修庫の夏の暑さ、冬の寒さ対策を万全とすること。
- (10) 交検では、夏に熱中症対策で麦茶をユニットに置いているが、その麦茶代を社員が負担しているので会社が負担し熱中症対策をとること。
- (11) 庫から庁舎までの移動時間を勤務時間内とすること。特に、交番検査終了後、記帳室からの退出時間が遅いため、昼の休憩時間確保及び退庁点呼に並ぶのに急いで移動しているのが現実であり焦りと混雑（庁舎エレベーター含む）で傷害事故を起こしかねないため直ちに改善すること。
- (12) 庁舎7階の詰所が狭いので改善すること。
- (13) 日・祝日の交検稼働日は、作業着洗濯物が受け取れるようにする事。

5. その他の事項

- (1) 専任社員は、労働時間を短くし、休日を増やすこと。
- (2) 検修作業手当500円に倍増額すること。
- (3) 車両所の業務はパートによって年収に差がある。日勤勤務手当および交番検査手当を新設すること。
- (4) 会社管理のAEDを設置すること。
- (5) 救急車を手配した時は救急隊を誘導することをマニュアル化すること。
- (6) 大井車両基地内に診療所と看護師を配置すること。

以上

粘り強い闘いで要求を勝ち取ろう！！